

4 特色検査実施要領

1 実技検査

(1) 実施

ア 方法等

実技検査は、実施要項に基づいて実施する。

実施する場合は、志願者全てを対象とする。

イ 準備

実施校は、実技検査実施計画を作成し、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 内容等

ア 以下の(ア)～(ウ)の内容を全て満たした場合のみ、実施できるものとする。

(ア) 中学校学習指導要領に基づいた内容

(イ) 各高等学校の学科、コース等の特色に応じた内容

(ウ) 志願者が備えている資質・能力について、学力検査、調査書及び面接では力を測ることができない内容

イ 実技検査の内容、種目及び方法等は、実施要項の第5（13ページ）による。

(3) 実技検査委員

当該学科等の専門教科担当者などからなる実技検査委員会を設け、実技検査委員が評定に当たる。

なお、英語による問答を内容とする場合の実施委員は、教諭等を充て、2人以上を1組とする。実施委員のうち1人は外国語の教科担当者であることが望ましい。

(4) 得点の算出

実技検査の結果については、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

なお、英語による問答を内容とする場合の評価の観点、次のとおりとする。

ア 内容の正しさ

イ 文法・語法の適切さ

ウ 音声の自然さ

エ その他実施校が定めるもの

2 作文（小論文）

(1) 実施

実施要項の第5（13ページ）による。

(2) 内容等

実施要項の第5の3(2)（17ページ）による。

(3) 得点の算出

作文（小論文）について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。